### 【論文】

## 「外国語」に対して「母国語」-「母語」の 位置関係にある「X語」の提案

フランス語の langue étrangère 概念を足場として

山本冴里\*

### 概要

本稿では、「外国語」に対して、「母国語」・「母語」の位置関係となる「X語」が現代日本語の語彙には存在せず、「外国語」が「X語」の範囲もあわせて使用されていることと、このように「国」を強調した語の過剰使用ゆえに生じる幾つかの問題を指摘する。さらに、フランス語の langue étrangère を比較概念として、言語が結び付けられている主体の単位という観点から「母国語」・「外国語」・「母語」・「X語」・langue étrangère の位置関係を整理する。以上を通して、「X語」に相当する語を作り使用していくことを提案したい。

### キーワード

外国語, 母国語, 母語, 言語が結びつけられている主体, langue étrangère

### 1. 問題の設定

現在、出身国の言語を意味する「母国語」と、幼時に母親などから自然に習得する言語としての「母語」とは、言語教育界に身を置く者には、おおむね区別して用いられている。だが、その一方で、「母国語」と対比的に用いられる「外国語」には、「母国語」に対して「母語」の位置にある用語(以下では「X語」とする)が存在しない。

本論文の目的は、「X語」の欠落が何を意味しているのか、またその欠落によってどのような弊害があるのかを検討することである。

そのために、まず、次の 2. で、「母国語」と「母語」との意味範囲の差および使用の現況を概括する。 3. では「X語」の欠落を述べた上で、その欠落のために「外国語」が過剰使用されていることと、その弊害を指摘する。その際、フランス語の langue étrangère を比較概念として使用する。 4. では言語が結び付けられている主体

の単位という観点から「外国語」・「X語」等の概念間の関係を対比的に整理する。最後に 5. でまとめを行い、「X語」を作りだし使用することを提案する。

### 2. 「母国語」と「母語」

「母国語」と「母語」とは、言語に「母」のイメージを重ねているという点では共通する。田中(1981、p.62)によれば、日本人としては初めて「国語を『母』にたとえ」たのは、おそらくは言語・国語学者の上田萬年であるという。イ(1996、p.124)も、「〈国体〉の内面化をおこなうために、〈母〉のイメージを最大限利用したこと」を、「上田の独創的なところ」としている。それは、明治初期に五年間のドイツ留学を終えて帰国した上田の、帰国直後の講演での言葉、「基言語は單に國體の標識となる者のみにあらず、又同時に一種の教育者、所謂なさけ深き母にてもあるなり」(上田、1895、p.13)であった。

上田は上掲発言の後に「獨逸にこれをムッター スプラッハ,或はスプラッハムッターといふ」と 続けているのだが,上田の留学していたドイツで

 $(E \times - \mathcal{V} : yamamoto.saeri@gmail.com)$ 

<sup>\*</sup> 早稲田大学大学院日本語教育研究科

は、Muttersprache(母のことば)は、ドイツ帝国に直接的に関連づけられるのではなく、「ただ単に『自分のことば』と言うほどの意味で気軽に」(田中、1981、p.31)使われていた。つまり「(自分の)母のことば」は、上田によって翻案されたとき、「(国民の)母のことば」へと変質されたのである。その「(国民の)母のことば」へと変質されたのである。その「(国民の)母のことば」にはまた、「嗚呼世間すべての人は、華族を見て帝室の藩屏たることを知る。しかも日本語が帝室の忠臣、國民の慈母たる事にいたりては、知るもの却りて稀なり」(上田、1895、p.23)という形で、「帝室の忠臣」という位置づけも為されていた。

田中は、「この『母』という極めて生物的で俗間的な象徴は、日本語になったとたん、国、国家という極めて政治的な概念、権力の怪物の手にゆだねられてしまった」(田中、1975、p.48)「ヨーロッパという歴史的土壌で生まれた『母のことば』は、日本という歴史的風土にうつされたとき、母と国家がないまぜになり、あるいは母が国家に組みしかれて、『母国語』という表現を生むに至った」(田中、1981、p.63)とまとめている。

しかし、「母国語」という表現そのものが、いつ、誰によって生み出されたのかは、明らかではない。1919年に出版された、上田萬年と松井簡治の編集による『大日本国語辞典』には、「母語」も「母国語」も見当たらない。1935年の大辞典『大言海』には、英語の mother tongue の訳語として「母語」はあれど、「母國語」はない。ただし、「母語」の語義説明(一)には、「母國ノ語。己レノ本國ノ言葉。自國語。本國語」とあるので、ここでの「母語」は、現在でいう「母国語」により近いものだと言える。翌 1936年の『大辭典』の説明も同様である。

戦後の大型大辞典『日本国語大辞典』(1975) になると、「母語」「母国語」とも見出し語となる。「母語」の語義説明(一)には、「幼児期に最初に習得した言語。母国語」とあり、「母国語」は、「自分が生れた国や所属している国の言語」とされている。「母國ノ語」ではなく、一語(「母国語」)として使用されている点で、『大言海』や『大辞典』とは異なる。

一方,戦後になって、朝日新聞記事の見出しに「母国語」が使用されたのは、1964年を嚆矢とする。「愛国心と母国語」と題されたその記事は、

「『日本人』という意味」は「国籍・人種より『言葉』」にあると主張し、「愛国心のはじまりは、自己を愛することからはじまるのだ。そして、自己を静かに愛してみて、はじめて、自分を育成してくれるものは、自分の国の言語を中心とした自分の国の文化しかないことに気がつくだろう」と記している¹。

もっとも、同記事は、「だれでも、自分を成長 させてゆく一つの言葉を持っている。それを私 は第一言語、あるいは母国語という」とも述べて いるため、1935年の大辞典『大言海』とは反対 に、記事内の「母国語」のイメージは、今日の表 現を使うならば、より「母語」に近いところにあ ると思われる。しかし表出された形としては飽 く迄も「国」を単位として言語を捉えるその方法 は、田中(1981)の言葉を借りれば、次のよう に批判され得る。田中(1981, p.41)によると, 「母国語とは、母国のことば、すなわち国語に母 のイメージを乗せた煽情的でいかがわしい造語で ある」2。なぜなら、「母語は、いかなる政治的環境 からも切りはなし、ただひたすらに、ことばの伝 え手である母と受け手である子供との関係でとら えたところに、この語の存在意義がある。母語に とって、それがある国家に属しているか否かは関 係がないのに、母国語すなわち母国のことばは、 政治以前の関係である母にではなく国家にむすび ついている | からだ。

田中(1981, pp.42-43) はなお,「母国語」が用いられるべきでない場所で用いられた例として次の朝日新聞記事を挙げ,「ゲンダーヌさん(引用者注:記事中の人物)のことばは,この『母国語』とはするどく対立するところの非母国語,非国語であるからこそ,ここにその訴えを報じる意義があった」はずだ,と批判している。

民族衣装に身を固めた北海道の少数民族ウイルタ(オロッコ)の北川源太郎ことダーヒュンニェニ ゲンダーヌさんの母国語による訴えが静かな波紋をひろげた。それは

<sup>1</sup> 朝日新聞(1964年5月13,14日)

<sup>2</sup> ただし今日では、「母国語」はかならずしも「いかがわしい」意図をもって使用されてはいない。在日コリアン2世以降は、「母語」が日本語であるものが多く、それに対して、韓国朝鮮語を「母国語」と位置づけることがあるという。

長年、民族差別の中で苦難の生活を過ごしてきたウイルタの人たちが自らの手で、民族の誇りと文化を守ろうとする自立の宣言であり、それは同時に日本を単一民族国家としてきた日本人の意識の変革を迫るものであった。(朝日新聞 1978 年 2 月 4 日、傍点は田中による)

上掲の新聞記事から約30年が経過した2009年の新聞を見てみると、現在、「母国語」では明らかに不自然な文脈においては、「母語」が使用されている。

例 漢族が圧倒的多数派の内モンゴル自 治区ではすでにモンゴル族の19% (1980 年代末調査)が生活言語を母語のモンゴル 語から漢語に切り替えてしまったという。 (2009年7月31日 読売新聞朝刊, 傍点 は以下も同様に本稿筆者による)

他方で、「母国語」でも破綻なく意味の通じる 場面においては、現在も両者の使用状況には揺れ と重なりが見られる。下の4例は、2009年の全 国紙から、外国語指導助手に関する説明を幾つか 抜き出したものである。

> 例 外国語指導助手 (ALT) の派遣大手, - (企業名略は引用者による) は中小企業 向けに外国人職員を派遣するサービスを始めた。派遣するのは一定程度の日本語能力 を持ち, 英語を母国語とする外国人。(日本経済新聞, 2009年9月9日)

> 例(ALTとは:引用者注)Assistant Language Teacher の略で、外国語を母 ・ 国語とする助手のこと。英語の発音や国際 理解教育の向上を目的に各教育委員会から 学校に派遣され、授業を補助する。(読売 新聞、2009年10月10日)

> 例 学級担任が「英語活動」を担い、中学校英語の前倒しで文字などを教えないよう注意しつつ、英語を母語とする AET (英語指導助手)や英語が得意な地域の人たちの助けを借りながら、「コミュニケーション能力の素地を養う」のが「英語活動」である。(読売新聞、2009 年 4 月 15 日)

例 横浜市教育委員会は5日,09年の秋 ごろまでに市立小全346校に英語を母語 とする指導助手を配置し終えると発表した。 (朝日新聞,2009年2月6日)

2009年の1年間に、朝日新聞(全国版)は「母語」を52回、「母国語」を81回使用している。読売新聞(全国版)での使用はそれぞれ30回、31回、日本経済新聞の場合は14回、23回である<sup>3</sup>。いずれにおいても使用範囲には重なりが見られ、「母語」と「母国語」とは、その意味範囲の境界線上で鬩ぎあっているように見える。

### 3. 「X語」の欠落と「外国語」の 過剰使用

### 3. 1. 「X語」の欠落とその弊害

前項で「母国語」と「母語」との意味範囲の差 および使用の概況を述べた。しかし一方で、「外 国語」に対して、「母国語」にとっての「母語」 の位置にある語は、現代日本語の語彙の内に存 在していないようである(田中、1981、p.109)。 ただし、田中(1981)の力点は「母国語」や 「国語」の問題性の指摘にあって、「外国語」につ いては数行触れたばかりであるし、同じく「母 国語」や「国語」に敏感な田中(1975)、亀井 (1971)、イ(1996)も、「外国語」という用語 の持つ同様の問題性については論じていない。

たとえば東京で生まれ日本語を「母語」とし、 日本語に囲まれて育った人が、在京のままアイヌ 語を学ぶとき、彼にとってアイヌ語とは何か。東 京ではアイヌ語が日常的に使用されることはない ので、それは「第二言語」ではない。かといって アイヌ語が話される地域が一般的に日本国内とし て認められている地域である以上、それを「外国 語」と言ってしまうことにも、殆どの人が違和感 を覚えるのではないだろうか。その状況において アイヌ語は、「第二言語」「外国語」「母語」「母国 語」のいずれでもないが、適切な用語が存在しな いために、位置づけることができない。

<sup>3</sup> 各紙のデータベース(朝日新聞『聞蔵 II』, 読売新聞『ヨミダス歴史館』, 日本経済新聞『日経テレコン 21』) から検索

いまだ適切な用語が存在しないそれを仮に X語とすると、「母語」・「母国語」・「X語」「外国語」の位置関係は、図1のようになる。

図1において、X軸はその言語への心的距離感(親疎)を、Y軸は分類における主体を表している。第1、第4象限(「X語」・「母語」)の主体は個々人で、第2、第3象限(「外国語」・「母国語」)における主体は国である。ところが「X語」の用語が存在しないために、実際には「外国語」が第1、第2象限を包含する語として用いられている。

# 3. 2. 「X語」欠落と「外国語」過剰使用の弊害前項では、「X語」が欠落し、結果として「外国語」が過剰に使用されていることを指摘した。本項ではその弊害について例を挙げるが、その際の比較概念として、フランス語の langue étrangère を使用する。

具体的には、まず、フランス語における langue étrangère の意味範囲を概括する。その うえで、フランス語版の欧州評議会言語政策局文 書を対象に、langue étrangère に「外国語」を 代入すると論理的に破綻してしまう例を示したい。

国際交流基金が 2010 年に発表した『JF日本語教育スタンダード 2010』は、『ヨーロッパ言語共通参照枠』(以下 CEFR)(Council of Europe, 2001/2004)の考え方を「基礎にして」(国際交流基金, 2010, p.2)いるし、そのCEFRの根本理念である複言語主義をより深く理解しようとするシンポジウムも、2009 年度中に相次いで開催された⁴。このように、近年、日本の言語教育界では欧州の言語教育を論じる基本的な用語群は、日本と欧州との双方において、必ずしも同じ意味を持つものとして使用されてはいない。複言語主義といった新語のみならず、慣用的に欧州言語と一対一対応的に用いられている語でさえ、問い返してみると、その妥当性に疑問を抱かざる

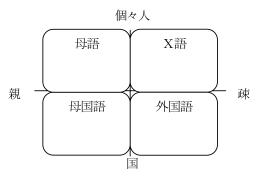


図1:母語・X語・母国語・外国語の位置関係

を得ない用語がある。langue étrangère に対する「外国語」もその一つである。

# 3. 2. 1. フランス語における langue étrangère フランス語の langue étrangère は、一般的には「外国語」と訳される。langue は「言語」を指すことから、ここでは étrangère の意味範囲を検討する。今日出版されている代表的な仏和辞典・和仏辞典において、langue étrangère と外国語とはいずれも一対一対応的に提出されているが<sup>5</sup>、étrangère の意味するものは、実は必ずしも「外国」ではない。

Langue étrangère の étrangère は、 形容詞・名詞 étranger の女性形である  $^6$ 。 1973年に出版された Grand Larousse de la langue Francaise (ラルースフランス語大辞典) によると、 étrangère は (1) 他の国家に属するもの、(2) 他者に属するもの、あるいは他者に属するように見えるもの、(3) 妥当あるいは自然とは感じられないもの、借りもの、(4) 地元、集団、家族といった共同体に属していない、あるいは属していると見做され得ないものを意味している。

また、上記は形容詞・名詞としての使われ方であるが、特に形容詞としてのこの語の説明を見ると、(1) ひとりの人間が、他の人間と無関係であると考えること、(2) 組織や会社の一員でないこと、(3) 距離をとっていること、(4) 概念や実践を共有しないこと、(5) 知られていないこと、あ

<sup>4 4</sup>月に京都大学で国際研究集会「外国語教育の文脈化――『ヨーロッパ言語共通参照枠』 + 複言語主義・複文化主義 + ICTとポートフォリオを用いた自律学習」が、8月に神戸大学で国際シンポジウム「複言語主義に基づいた外国語教育の可能性と展望」が、9月には早稲田大学でリテラシーズ研究集会 2009「複言語・複文化主義と言語教育」が開催された。

<sup>5</sup> 和仏辞書は 1970 年版『スタンダード和佛辞典』(大修館書店), 1980 年版『コンサイス和仏辞典』(三省堂), 2003 年版『プチ・ロワイヤル和仏辞典 第2版』(旺文社)を, 仏和辞書は 1993 年版『ジュネス仏和辞典』(大修館書店), 2008 年版『クラウン仏和辞典 第6版』(三省堂)を確認した。

<sup>6</sup> 女性形の使用は、étranger を女性名詞である langue に呼応させるためである。

るいは知られていないようであること, (6) 正当でないこと, (7) 統合されていないこと, 関係を持っていないこと, とある。

他の大辞典,たとえば 1985 年出版の «Le Robert» dictionnaire de la langue francaise (ロベール・フランス語辞典) においても,おおむね同様の説明がなされている。

つまり langue étrangère とは、言うなれば「自分のものでなく、馴染みのなく、関係が薄く 共有するものの少ない言語」を意味している。仏 和辞典・和仏辞典における「外国語」という訳 語選択においては、「国」という文字ゆえに、ラ ルースフランス語大辞典の字義説明 (1) 他の国家 に属するものとしての langue (言語) という意 味ばかりが強調されるが、フランス語で langue étrangère といった場合には、自分が属する共 同体(国家とは限らない)との関係の薄さばかり か、自分自身との関係の薄さも感じられるという ことになる <sup>7</sup>。

付言するにフランス語から日本語への訳出に際して「国」を多用するという状況は、言語教育の分野に限ったものではない。たとえばアルベート・カミュの小説『異邦人』の原題は*L'étranger* 

(étranger に定冠詞を加えたもの) であるが, この訳出にも,「邦」が使用されている。仏文学 者の野崎(2006, pp.34-35) は,「翻訳にはあ る歴史性が刻印されていることを、いまとなって は無視できない」と指摘した上で、次のように 考察している。「(L'étranger というタイトルは: 引用者注) 原語ではごくあたりまえの単語なの に、訳語が立派な、硬い単語になっている」の だが、タイトルの「異邦人」を現代語の「外国 人」としたところで、「違和感は否めない」。なぜ なら、カミュの小説の場合、「部外者とか異分子、 さらには変人といった意味でエトランジェが用い られていることは明らか」であるからだ。そこで, 『異邦人』の代わりに野崎の提案するタイトルは、 『よそもの』である。自分自身ではないもの、「よ そ」から来たもの、「よそ」に属するもの。それ が étranger の根底にある <sup>8</sup>。

# 3. 2. 2. 欧州評議会文書における langue étrangère

欧州評議会の言語政策局による「ヨーロッパの複言語教育 — 50 年間の国際的協力」(Division des Politiques Linguistiques, 2006)および『言語的多様性から複言語教育へ — ヨーロッパ言語教育政策策定ガイド』(Division des Politiques Linguistiques, 2007. 以下「ガイド」)から、langue étrangère が使用されている文を段落ごと抜き出し、langue étrangère の部分に「外国語」を代入しながら訳出した<sup>9</sup>。なお、欧州評議会文書である「ガイド」においては、langue étrangère は、前項で挙げた「自分

<sup>7</sup> なお、非母語話者のためのフランス語教育の分野 では、Français Langue Étrangère (langue étrangère としてのフランス語)の語が、分野に固 有の歴史と意味とを身に纏いながら使用されてい る。フランス語教育辞典 (Nathan, 2003, p.76) によると, Français Langue Étrangère とは 「母 語がフランス語でない者に対して教授されるフラ ンス語」全般を意味する。その概念は広く,「外国 におけるフランスの公式機関(たとえばフランス大 使館に所属する文化センター)や,地元機関(初等, 中等. 高等教育―そこでの学習が義務であろうと選 択的であろうと、また第一、第二、第三現代語とし ての扱いであろうと) において教育されるフラン ス語」を全て含みこむ。Coste (1998, p.85) に よれば、「1960年代に入ってようやく『Français Langue Étrangère』が論じられ始めた。当初は 臆病に、かぎかっことコンマをつけて。徐々にその 語は安定し一般的なものとなったが、それでも略 称の FLE とその『こなれた』呼称の Fle は 1980 年代, 1990年代までは、それを教授しようとする 授業をほとんど持たなかった」ということである。 FLE の授業とは、日本でいう、日本語教育学の授 業に相当する。FLE すなわち Français Langue Étrangère は,第二言語としてのフランス語と対 比的に使用される場合もあるが, 非母語話者に対す るフランス語教育全般をも指し示し得る。

<sup>8</sup> フランス語の場合、langue étrangère と、「母語」に相当する langue maternelle が慣用化しているが、「母国語」に相当する langue du pays maternel や「外国語」に相当する langue d'un pays étranger といった表現は一般的ではない。これらは上掲のいずれの辞書にも掲載されておらず、語彙というよりも、「母国の言語」「外国の言語」と説明するかのような印象となる。ただし、国家言語(langue nationale)としてのフランス語使用圧力は、歴史的には非常に強く、少数言語の使用が迫害されていた時期もある。その問題および少数言語の復権に関して日本語で読める文献としては、ジオルダン(1984/1987)が詳しい。

<sup>9 「</sup>ガイド」には version intégrale (全体版) と version de synthèse (概要版) とがあるが, 本研 究においては version intégrale (全体版) を使用 した。

のものでなく、馴染みのなく、関係が薄く共有するものの少ない言語」としてではなく、「langue étrangère:その地理的枠組みにおいて、日常的なコミュニケーション言語としては使用されていない言語を指す」(Division des Politiques Linguistiques, 2007, p.128)ものとして定義されている。したがって本項の試みは、定義中の「地理的枠組み」が常に国境線に囲まれた範囲と同一のものを指しているのかどうかを確かめることだ、とも言い換えられる。

作業の結果, langue étrangère に一対一的に 対応する言語として「外国語」を使用することが 明らかに不自然で、意味の通らなくなった文が複 数見られた。

例1 加盟国の国語 / 公式言語, langue étrangère としての地域言語の教育に関わる政策は、爾後、ヨーロッパ言語共通参照枠を大きく考慮したものとなった。(Division des Politiques Linguistiques, 2006, p.15)

例2 市町村のことばの学校が langue étrangère としての国内言語変種を教え る。(Division des Politiques Linguistiques, 2007, p.104)

上掲例では、langue étrangère の位置に「外国語」を代入すると、「外国語としての地域言語」(例 1)、「外国語としての国内言語変種」(例 2)という表現が生まれてしまい、明らかに筋が通らない。例 1 での langue étrangère とは、たとえばフランス語母語話者に対する国内の地域言語たるブルトン語を指すのであり、必ずしも外国の一部地域で使用されている言語を指しているわけではない。日本の例を挙げるならば、前出の、東京におけるアイヌ語がこれに相当する。例 2 も同様である。

以上より、欧州評議会言語政策局の文書において、langue étrangère であるか否かを決定する地理的枠組みの境界線は、必ずしも国境線とは重なっていないことが裏付けられた。また、langue étrangère の位置に一律に「外国語」を代入することにより、訳出が困難となり、意味の通らない文の生じる場合のあることがわかった。

日常生活の場面においても、langue étrangère かそうでないかの判定には、国境というよりも言語圏が意識されているものと思われる。「ガイド」の参照研究として挙げられている Grin(2002、p.10)では、「公式用語では共に『国家言語』でありながら、フランス語圏のスイスにおいては(中略)ドイツ語はしばしば langue étrangère として形容される。同じ国のドイツ語圏では、フランス語が langue étrangère として形容される」と述べられている。

### 4. 「誰にとって」 — 言語が結び つけられている主体の単位

本項では、前項の検討を踏まえて、また言語が 結びつけられている主体の単位という観点から、 「母国語」・「外国語」・「母語」・「X語」・langue étrangère の位置関係を整理する。

英語やフランス語を初めとして、かつて排他的にその言語を使用していた覇権国家の名前が、影響力の強い大言語の言語名となっている場合が多いこともあってか、一般通念においては一国一言語という錯覚が生まれがちであり、言語を数える単位としても、国が採用されやすい。「何カ国語話せますか」といった数え方も人口に膾炙している。そのために奇妙なねじれが生じる場合もあり、下例では、広東語も1カ国語として数に入れられている。

例 喫茶店などに外国人を呼んで勉強してきた語学サークルのメンバーが2年前に大阪・心斎橋に開設したのが「C Flat」だ。当初は英、中の2カ国語から始めたが、昨年11月には香港などで話される広東語も加わり7カ国語となった。(日経流通新聞、2009年3月20日)

「何ヶ国語」と同じく、「母国語」・「外国語」という表現においても、言語の境界と国の境界が同一視されている。3者に共通するのは、言語の境界を国境線と重ね、言語を結び付ける主体として、国を採用している点である。

それに対して「母語」・「X語」といった場合には、主体は国ではなく集合体としての国民でもなく、個々人である。したがって、一人の人間にとって、ある言語が「X語」か否かという問い

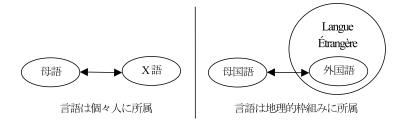


図2 「母国語」・「外国語」・「母語」・「X語」≠ langue étrangère の関係

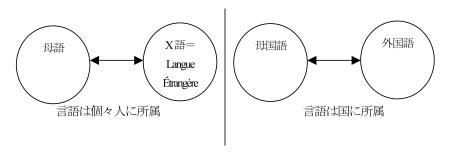


図3 「母国語」・「外国語」・「母語」・「X語」 = langue étrangère の関係

は、それが「外国語」か否かという問いと等価ではない。「X語」とは個人が国籍を持つ国にとっての「外国語」ではなく、ひとりの人間にとっての「よそもの」たる言語である――そのように措定すると、「母語」と「X語」とは、言語を比喩的に人格化している点で共通する。「母語」でイメージされるのは、個人にとって最も近しい存在を表象しての「母」であり、「X語」では反対に、言語に「馴染みのなく、関係が薄く共有するものの少ない」「よそもの」が重ねられているということになる。

他方、「ガイド」の定義における langue étrangère は、「その地理的枠組みにおいて、日常的なコミュニケーション言語としては使用されていない言語」を指していた。ここでの「地理的枠組み」は必ずしも国境線によって囲まれた地域と同一ではないことが示されたが、仮に両者が重なる場合には、langue étrangère は「外国語」と同じ対象を指す。したがって langue étrangère は、「外国語」を包摂する上位概念だということになる。

以上より、「母国語」・「外国語」・「母語」・「X語」と「ガイド」における langue étrangère の位置関係は、図2のように整理し得る。

なお、図 2 の langue étrangère は、あくまでも「ガイド」中の定義における意味付けを表しているが、3. 2. 1. で可能性が示唆されたように、また時に日常会話の中で使用されるように

(Grin, 2002, p.10), 仮に個人にとっての「よそもの」たる言語を langue étrangère とした場合には、langue étrangère は「母語」の対立概念たる「X語」となる。(図 3)

実際には、「ガイド」においても、その定義とは異なって図 3に示されたような形で、つまり例外的に「X語」としての位置付けを示唆しながら langue étrangère を使用した例が見られた  $^{10}$ 。

例 言語の「étrangère」性については, それが一人の話者についてのものか,或 いは共同体についてのものなのかを区別 することが必要である。(Division des Politiques Linguistiques, 2007, p.62)

### 5. 終わりに

本稿では、「外国語」に対して、「母国語」-「母語」の位置関係となる「X語」が現代日本語の

<sup>10</sup> したがって実は欧州評議会文書においても、langue étrangère の意味範囲は完全なものとして定着しているわけではない。学校外で多用され第一言語として獲得された言語も学校教育の場ではlangue étrangère と呼ばれることがあるが、そのような呼称は「単純化されたもの」(réductrice)であると指摘されている(Division des Politiques Linguistiques, 2007, p.26)。「学科/学校における langue étrangère という呼び方も再考が必要だ」という呼びかけも見られる。(Division des Politiques Linguistiques, 2007, p.62)

語彙には存在せず、そのために「外国語」が「X語」の範囲にもあわせて使用されていることを述べた。そしてこの語では「国」が必要以上に強調されるがゆえに、個人にとって「よそもの」たる言語を表すことができないことを指摘した。また、フランス語のlangue étrangère を比較概念として、言語が結びつけられている主体の単位という観点から、「母国語」・「外国語」・「母語」・「X語」・langue étrangère の位置関係を整理した。「X語」は、言語学習や教育について思考し論じる際の基本的な用語となるはずである。今後は「X語」に相当する語を作り、使用することを提案したい。「母国語」・「母語」にあわせて、「外国

### 文献

イ・ヨンスク (1996). 『「国語」という思想』岩 波書店.

語」-「外語」とするのが良いのではあるまいか。

- 上田萬年(1895)。 國語と國家と『国語のため 1』(pp.1-28) 冨山房。http://kindai.ndl. go.jp/info:ndljp/pid/993047/
- 亀井孝 (1971). 「こくご」とはいかなることばなりや『亀井孝論文集 1. 日本語学のために』 (pp.225-256) 吉川弘文館.
- 国際交流基金(2010).『JF 日本語教育スタンダード 2010』. http://jfstandard.jp/
- ジオルダン、H. (1987). 『虐げられた言語の復権 フランスにおける少数言語の復権運動』(原聖, 訳) 批評社 (Giordan, H. (1984). Par les langues de France. Paris: Centre national d'art et de culture Georges Pompidou.).
- 田中克彦 (1975). 『言語の思想 国家と民族のことば』日本放送出版協会.
- 田中克彦 (1981). 『ことばと国家』岩波新書. 野崎歓(2006). 『カミュ「よそもの」きみの友だち』 みすず書房.
- Coste, D. (1998). 1940 à nos jours: consolidations et ajustements. In W. Frijhof & A. Reboullet (Eds.), "Histoire du français hors de France", Le français dans le monde: Recherches et applications (pp.75-95). Vanves, France: Edicef.
- Council of Europe. (2001). Common European framework of reference for languages: Learn-

- ing, teaching, assessment. New York: Cambridge University Press (吉島茂, 大橋理枝 (編, 訳), 奥総一郎, 松山明子 (訳) (2004). 『外国語の学習, 教授, 評価のためのヨーロッパ共通参照枠』朝日出版社.).
- Division des Politiques Linguistiques. (2006).

  L'éducation plurilingue en Europe: 50 ans de coopération internationale. Conseil de l'Europe. Retrieved from http://www.coe.int/t/dg4/linguistic/reportforum\_FR.asp#P141\_19674
- Division des Politiques Linguistiques. (2007).

  De la diversité linguistique à l'éducation plurilingue: Guide pour l'élaboration des politiques
  linguistiques éducatives en Europe. Conseil
  de l'Europe. Retrieved from http://www.
  coe.int/t/dg4/linguistic/guide\_niveau3\_
  FR.asp
- Grin, F. (2002). L'économie de la langue et de l'éducation dans la politique d'enseignement des langues. Division des Politiques Linguistiques, Conseil de l'Europe. Retrieved from http://www.coe.int/t/dg4/linguistic/ Publications\_fr.asp#P45\_1679
- Nathan, F. (Ed.) (2003). Dictionnaire de didactique du français langue étrangère et seconde. Paris: CLE International.